

館藏書合育 特 25

254

大
八

冊

號

架

函

卜士興校閱

澄太郎編輯

不許
翻刻

傳染病安心論

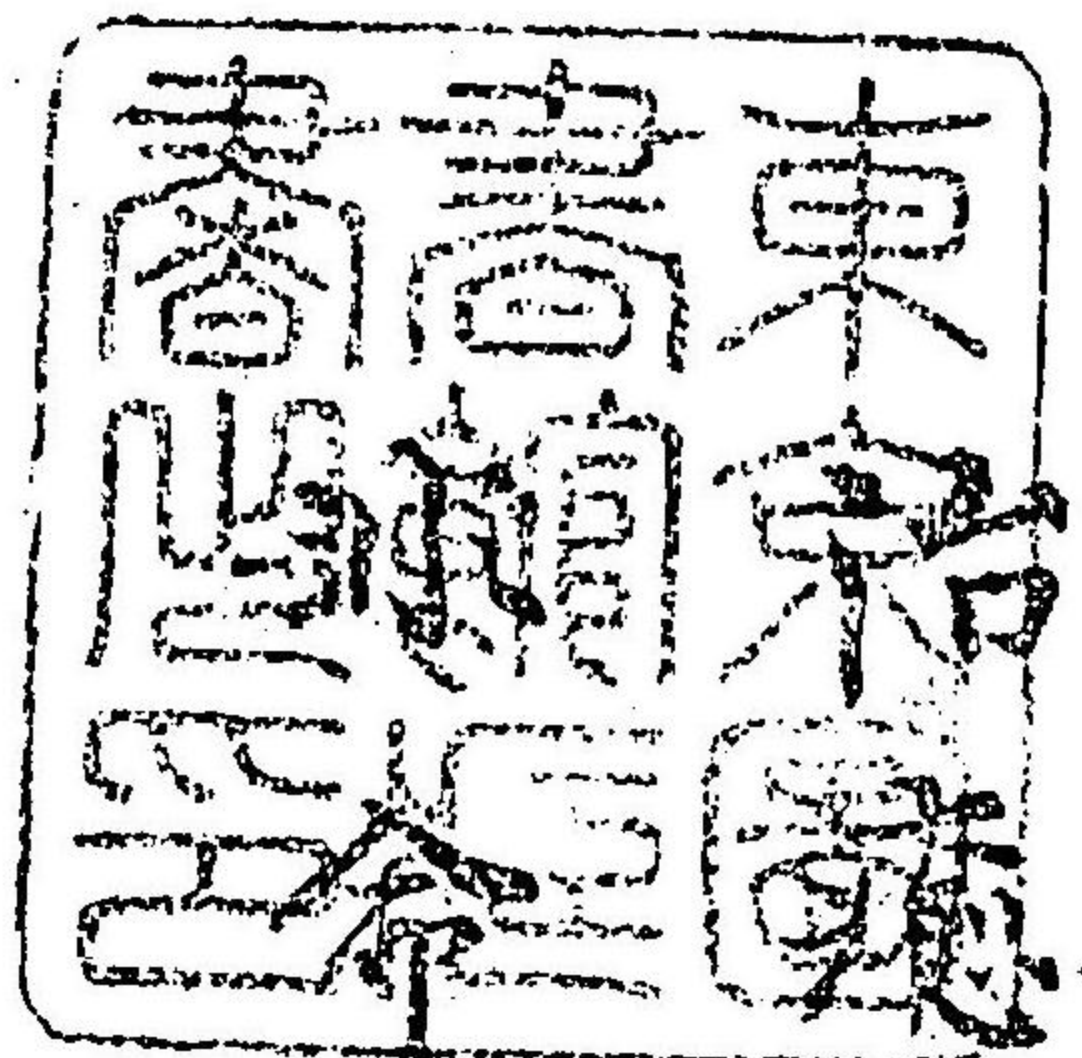
全

聚景書屋藏版

傳深病安心論序

治病於既發不如防之於未
萌也何則病既發則縱令就

不免其痛苦况有死於
者乎願者道兄幹子著

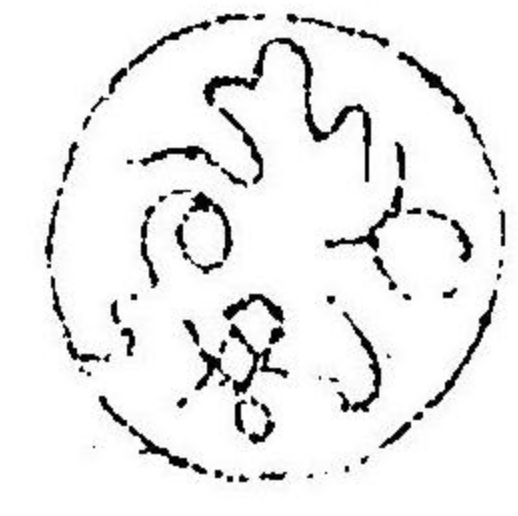


一書名曰傳探病聖心論以
示余且請題一言余讀之行
文平易論理明晰雖婦人亦
一讀輒足以識豫防法之緊
且與也嗚呼此書一出則庶

幾可以使天下億萬生靈皆
痛於未萌免其痛苦而就寧
心之地乎於是乎序之

明治十四年四月

石阪惟寬撰



緒言

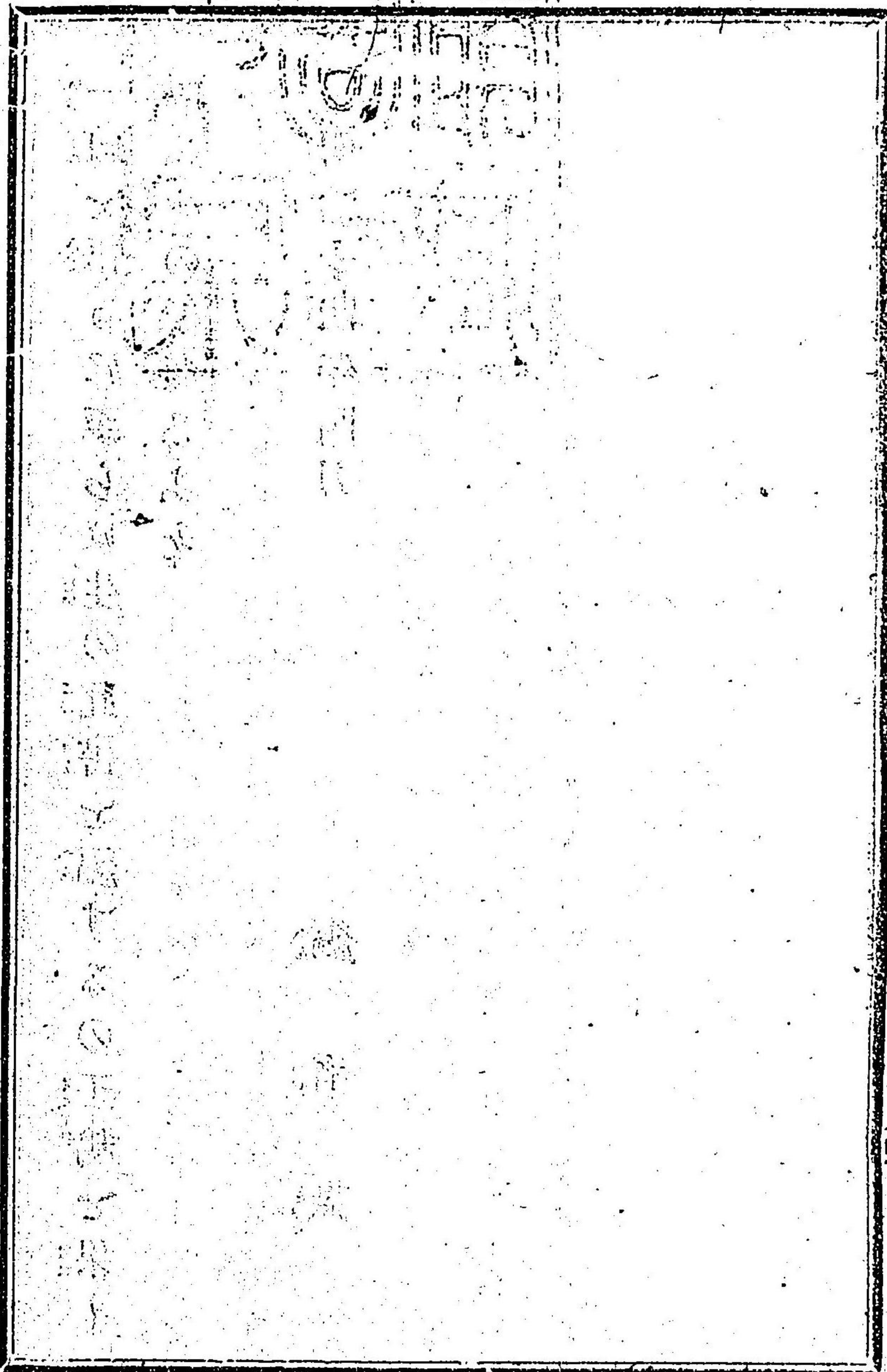
人の健康と害とる疾病は過ぐるものはあらず疾病中
其惨る未だ曾て傳染病より甚しきはる一病院
入りて治療せんとするも亦虎列拉れ外は傳染病院
少く一般病院は又此患者と入るゝと許さざる奈
何せん殊み行旅中此病と患ふる時は旅館の忌と嫌ふ
所とありて往々難澁と極むることあり豈勉めて之と
豫防せざるべけんや是れ識者は疾く豫防の忽かせに
すべりらざるを喋々して或は口に唱へ筆に著え我
政府を夙に傳染病豫防規則と布き又た豫防心得書と

達する所以然れども其文の平易なるもの曉夫の
星なり少なり此を以て童蒙婦女及び汎く文字なきの
輩は我身を愛せんとて是を忘れ且つ政府の仁慈ある深
意のある所をも悟らざれば始て見るに忍びざるの事なき
にあらざるなり生備之を學子諸洋海に送り此輩
の爲りに與奮設の平場を旨として豫防の要を摘みて斯
く先物洋の決りて大に君守の懶慢を仰せんとせざるの
意をあらす然と精戒るに及ぶと柳下太坂府補生
課御用掛の書閱を煩はり失ふ益を得ざる所あり看
もの佳の愚衷と察し是を依て傳染病と豫防するの

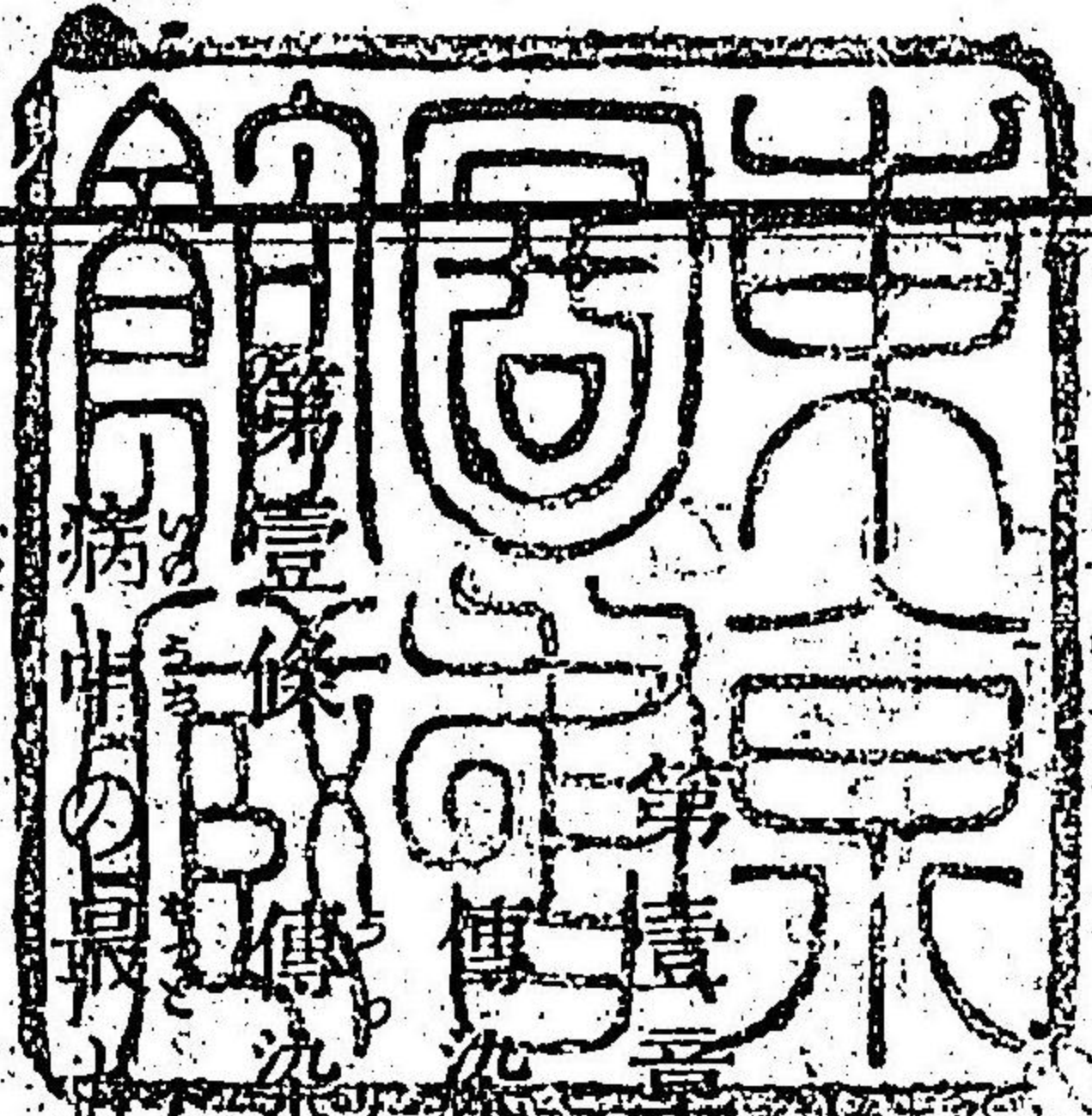
一斑と悟るに至らば生の此書と編するの正鵠と果
誠み生の餘榮ふよと

明治十四年四月

編者 識



傳染病安心論



福井縣柳下吉士興下校閱
 右川縣幹澄太郎編輯
 傳染病豫防總論
 病と云ふものは吾人の既に知る如く疾
 病中の畏るべき疾病あれば必らば豫じめ之と
 防おざるべからず豫じめ之と防おは皆其法あ
 り其法と名けて傳染病豫防法と云ぬ此傳染病豫防
 法に據らざれば豫じめ傳染病と防おんとするも只

二
狼狽するのみならず恰も果ては洪水の氾濫を
と防めんとする同心の聊かの利益も是を吾
人の厚く保護せらるる日本政府の毎々傳染病豫防
規則を公布せらるる譯合を以て之を
第貳條 日本政府は明治十三年七月太政官第五十四
号と以て傳染病豫防規則を公布し同年九月内務省
乙第三十六号と以て傳染病豫防法心得書と布達せ
り誠に吾人の便利と又傳染病患者に直接して治療
と施すもの、爲りに老極々單簡と旨と兼可及的繁
簡冗無益の時間と費やすことありらめ且つ人民と

三
主として漫に政府の處置を忍びて其めざるも亦豫防の
端との事と考へらるる所の傳染病豫防法心得
第三條 吾人等太政官第五十四号の傳染病豫防規則
を内務省乙第三十六号の傳染病豫防法心得書と
兼遵奉と稱は勿論其他命令以後も傳染病豫防に關
して日本政府より發する布告布達に乖戾せざる可
し然れども理に適せずと思む又其難き事件
あるを以て其發する公解は何れも常に可及的明瞭
を以てしめ置くと良しと爲る其其並に其難しき事
第四條 傳染病豫防法は政府より行ふべし人民獨り行

むも更に其効る幸に政府と人民と相待ちて行
 むぬとたれ時とて全き其蔓延と拒絶するものと
 り若し拒絶するに至らざるも大に其蔓延の威勢
 と弛緩せしむるものあり故に必ず豫防法を忽り
 せぬべからず
 第五條 傳染病は數多しと雖ども此篇に説く所るれ
 豫防法は只太政官第三十四号公布に掲げたる虎列
 拉の發疹室扶斯。腸室扶斯。赤痢。實扶的里亞。痘瘡の六傳
 染病に限る是れ吾人々民とて日本政府の公布に
 遵はるる益々傳染病豫防の實を得んとするの微衷

又強出する多き...
 第六條 傳染病豫防法には自衛共衛の三種あり此篇
 には専ら自衛の備るべき豫防法即ち自衛豫防法と
 説きて共衛するべき豫防法即ち共衛豫防法と説き
 ず共衛豫防法は只太政官第三十四号傳染病豫防規
 則に内務省第三十六号と其他今後日本政府より
 發せし傳染病豫防に關するの布告布達を遵奉す
 べきこと云ふこと以て足れり
 第七條 歐米諸國の傳染病を恐るることは水火の
 も甚しき若し此病を發すの兆あるや衛生官吏は直

六
ちには其豫防に従事し、病毒を發せしめざるを以て非
常の功績と爲せり。然れども文運未だ開けざるの國
み於ては此の如き至緊至重の要務に尽力するも亦
世人之と格別の勤勞とせど却て此病の諸國に蔓延
し、乾坤長巽手足を措くべからざるに至りて後ち治
療を施すもの、みと以て衛生の本意也。之を貴
とするが如し是れ撲滅は眼み見ゆるも豫防は眼に
見にざるが故なり。所謂水火の興らんとするを察し
百方力を尽して能く之を發つせしめざるものあり
と雖ども世人深く其功勞を酬ゆると知らず却て水

七
火の既興りて後ち其氾濫せざるを勉め其延燒せ
ざるを謀るものをして其勞を謝し其人を敬ふと
般みらばや傳へ聞く近頃歐羅巴に於ては虎列拉の
原因及び病毒驅除方の確乎なるを發明するもの
は數万金と以て之に酬えんと云ふに至れりと本邦
も亦早く此等の地位に進まんとことと望むべき
第八條 傳染病を豫防せんと思はゞ先づ其傳染病の
原因とあるべきものを除り、是んばあらず凡て傳染
病の原因とあるものは空氣、飲水、飲食、交際の四項
り或は内務省乙第三十六号に云はる、如く清潔、攝

生○隔離の消毒の四法は區別するも亦宜し
 第九條 傳染病豫防法には其病の有無は極はり
 生注意すべしなり又と流行する時はのみ其處
 置を嚴しすべしなり例之を空氣。飲水。飲食。則
 ち清潔。播種と云ふ例は有るときも無たるときも注
 意せよなり之に上り實際則ち隔離及び消毒と云ふ
 意は流行する時のみ嚴しすべしなり
 第十條 空氣は吾人の呼吸を維持するに必要なり空
 氣の助けを日給生活に能はず然れども空氣不

潔をれ則ち病の毒を添ふ故に常に之を清潔に
 するに注意す然れども其清潔に於ては注意の法
 畧を左に掲げざるべし
 (一) 居室と作爲るは高き燥き乾き地敷を撰び居室内
 は空氣の流通と光線の透明とを宜し床は可及的
 高くし其下に十分の空氣の流通を易からしめ
 して地土の直に味を揮散せる可からず(二) 已れ
 の住居する室内の度を掃除し塵芥を堆積せざら
 しむべし(三) 疊は湯茶水などを散亂し床の藁を
 腐敗し大に空氣を不潔ならしむる可からず(四) 度々

壘と揚げて裏と能く日光に曝露し常に濕氣をから
しむべし(に)大小便處に堅く作りて地中へ大小便
の滲出せると防ぎ且は度々掃除して久しく貯ふべ
りらば故に溜壺ハ陶器を良しとせり宜く注意すべ
し殊に傳染病患者の吐瀉物などは若し大小便處或
は不水溝渠へ入るより其毒動もそれば近傍の地中
に散漫して飲米の中に混り爲るに健康人を發病せ
しむるの原因とあることあり(は)下水溝渠は成る
だけ住居をり遠く離れしむるを宜しとせ故に軒頭
より二間餘を隔てて設け能く水流を宜しとせ汚

水と猪溜せざらばめ時々其中を洗ひ且つ常に蓋を
なす置くべし何となれば其中に猪溜せたる汚水な
どの日と経るに従ひ腐り出づ一種の惡臭惡氣を生
じて家内の空氣を不潔ならしむれをり且つ此汚
水を培料に用ゆるを宜しとせ総じて草木の培料に
ふるものも人身に害ありと知るべし(は)野菜の切
屑煮滓灰或ハ腐りたる魚類野菜などの如き庖厨乃
殘棄物を初め總じて家内へ日々生ずる塵芥は住居
の近傍に積み置き腐らとせべからず若し之を家内に
積む置く時は臭氣を放ちて家内乃空氣を不潔に

大に健康の害あり必ず度々之を離るる大芥溜
 或は培料の置場に送るべし然るも彼是乃其利
 依りて住居の近傍に置内さるべし其場合に沈
 注意して臭氣を放つを防がず是れありて大坂は
 には軒頭み穴を掘り石櫃を埋め或は其穴を直ぐ
 塵水の蓋を敷く以て芥溜とせ此等其悪しき風習
 と云ふ内(と)家畜小屋小成るを母住居と其世
 離れれ作(と)市街道路は其有の臭の散る各
 自に掃除する地無益多し其思は是れ能く掃除に
 注意せし地面を共有せし不潔なれ是疾張益漸と

不潔にして各自の健康の害あり(り)病人あ
 る一室内に多人数入りて戸障子と立て籠め剩へ炭
 の火と火鉢或は爐に置くが如きことは爲さべから
 せ縦令健康人と雖ども此等の事を禁すべし若し止
 むと得ず多人数一室内に集まることあるときは寒
 中なれ雨中なれ寒氣雨露の直ぐに身体に觸るべし
 防ぎ時々戸障子窓などを明け放ちて空氣を交換せ
 ざれば炭酸と云ふ人の体より吐出する毒物の鬱積
 して大なる病人或は多人数を害す是れは傳染病の時
 のみに限らざるべし必ら定常は吾人の心得置とべ

きこと基あり能く注意すべきこと也
 第十一條 飲水の不潔は空氣の不潔と同也
 人の健康に害あり特ニ傳染病杯は一盃の水より起
 りしこと少なり又水は一日も吾人の缺くべ
 りらざるものなる故に清潔にして飲むべきは勿
 論其不潔とるるの原因とも注意して除かずんばあ
 らず今其梗概を左に掲げん
 但し飲水は清潔を要すも大抵前記述べたる空氣と
 清潔とるると同じ宜しく空氣の條亦と見較べざる
 べからず只左に掲ぐるものは格別其外は注意すべ

きことのみを知るべし
 (一) 飲水は可及的鑽井及び汲み取るべき會地五年
 八百四十九年「ベダ」云々地病院に於ては
 常に鑽井乃水と汲て飲料を供せし醫院中の人員四
 百人中一人も虎列拉に罹りしものありと云ぬ(二)
 河水は山や谷の間より密閉する管又は樋と樹材
 引くも乃みりて其色も透明且つ惡臭臭味多かる
 のば之を飲水とるべし宜しけれども河水乃市申或
 は村内を通れるものは衣類を洗濯大小便の洗濯其
 他種々の原因は由を傳染病の媒とるなり或は傳染病

毒と混ざる故に若く此等の疑ひある水は縦令外
貉ハ清淨の如くも先づ飲ばざるべし(九)水は
岩石多た山間より湧た出づるものと最も清淨なり
と故に東京や大坂杯の如た人家稠密人口澤山
る地は管或ハ樋を以て斯る水を引くと第一の良
法と思たる然まども密閉したる管或ハ樋にあらざ
まば宜しうらず蓋のみき掘渠又ハ管や樋杯に引く
は却て悪し(一〇)黄色の水灰白色の水或ハ悪しき臭
味ある水或ハ鹹味鏽氣杯ある水或ハ小き蟲或ハ
有機物より生じたる塵埃杯の混ざる水は飲むべし

ら(一)都鄙み拘はらず井水と飲む人は先づ其
水の性質と吟味すべし高燥の地にして其地内の便
處下水と遠く離れたる井水ハ善良なるを常とす若
し飲水の善悪を疑ひあらば其府其縣の衛生課に申
し立て、其水の吟味を受けよ(二)井水と用ゆるも
のは其井の便處を遠き所不在るに近たとあるも在
るに糞溜尿桶などの製造堅固なとて其中の便汁と
洩さざるや否と見るべし土層は宛も篩の如きもの
なれば此等の粗漏ある時は案外に容易に汚汁と飲
水に混ざる故なり(三)井は注意して近傍の下水

溝渠多とまり其汚水を滲透せざらむべし(ち)成
 るべし井端の魚類等と調理して魚の腸等と残すべ
 かりし或た其魚乃洗汁と流す或小野菜の切屑杯を
 置き捨てぬする等の事も多とべし(り)井は時
 々汲干て十分の浚す清め井開の木枯腐朽する時は
 速に修復すべし木材を腐朽し易故に煉瓦或は
 石を以て井開と造ると長とす煉瓦或は石
 には一時費金の嵩は始むれども到底却て經濟
 ありし費を省く事なり(り)其内(り)則
 第十二條(一)都會に尤近頃種々の水滲器械を發賣すべき

を之を買ふて水と濾すに便利多し雖も僻邑に
 ありては此便利を缺く故に今單簡なる水の撰み方
 を左に示す(り)其(り)水は透明無色に少し濁せざるを良し
 (り)水は透明無色に少し濁せざるを良し
 寸色を顯はす其臭を放つ水は決て飲むべからざる
 なり之を試験するに長さは約六寸許りの試験管
 に入れ水面の土質を底と見れば透明無色に止る
 少し濁濁を認めず或は酒蓋を以て代用せらるる
 其法は水を酒蓋に入れ枕上静置し白紙を

他方に置きて透し見るときは同しく溷濁を認めざ
るものと以て良水とす(ろ)臭なくして淡味なるは
良水なり之と試験するには先づ嘗めて味の有無を
知り後ち水と大約浴湯の温即ち攝氏驗温計五十度
或は華氏驗温計百廿二度の温に熱して臭氣の有無
を試み無臭淡味あるを以て良水とす(は)水初め溷
濁するも砂或は無膠紙を以て濾過したる後ち透明
無色淡味無臭とるを之と飲用に供するも妨げな
し若し無膠紙なきときは天狗丈紙五六枚を疊ねて
代用するを良水とす(は)濾過したる後ち少く溷濁

或は臭味ある水の腐敗するは有機物の溶けである
ものなれば決りて飲料或は調理の用に供すべから
ざ之を詳しき再言すれば多量有機物の溶けは混濁
る水の必らば病毒を含むものとするなり
第十三條 飲水の前兩條の如くせざるべからば是れ雖
ども亦直ちよ爲し得べき者あり或は一時よ爲る能
らざる事なきよあらば故に向ふ數年の間は未だ全
く飲水の不潔を避く能らざるなり特に東京大坂の
如く人家稠密よし平坦なる土地に在る汚水滲
透して井水に混濁すること多し假令適ま混ぜざる事

あるも只僅に手数を費すのみ真に生命を愛する者
の争でか僅に手数を費すを厭はんや宜く皆を傳染
病毒及び不潔物の必に混ざる者と假想し先づ之を
濾過して後ち十五分時間煮沸して以て用ひ供せざ
るべからざ

第十四條 一旦煮沸して復る冷せば水は其新鮮活潑
の味を失ふものなるが故に少量の茶或は葡萄酒武
蘭地酒を加へて其味を直すべし但し多量を加ふ
るは宜しからず

第十五條 飲水を清浄にするに過満俺酸加里を以て
薬を賞用する者あれども之を和して聊か赤色を帯
ふるを度として決して多量を加ふべからざ若し水は
此薬の溶液を滴らして其色直ちに消退するもの
夥しく有機物を含むの證として飲べからざるもの
と知るべし

第十六條 然れども其有害不可供用の有機物を含め
る水として容易を無害からしめ且つ其味を爽快か
らしむるの法あり知らざるべからざ即ち其水を桶
或は他の器物に盛り拘縁酸といふ薬を求め來り其
水の二千分一を取りて其水を加ふれば一分時半よ

り二分時より其有機物全く死し其死せる有機物
 の一分時の後ち器底より沈澱すべし粵に於て之を
 澱過し其死して沈澱せし有機物を去るか或は徐に
 杓を下して其上清を汲み以て用ふ供する時其
 水決して人身に害なきものなり但し此水目を經る
 や枸橼酸分解するの恐あるを以て毎日の之を新製し
 べし

第十七條 飲水の鑽井のものを佳良の第一とし雨水
 之より次ぎ河水又之より亞ぎ淺き井の水を以て最も不
 良とす但し頗る多量の炭酸等を含み其受器の爲め

より汚染せらるることなき時雨水を以て安全の飲
 料と爲るべけれど人家稠密の地は落ちるもの
 の常より空氣中より不潔物を吸収するの恐れあると
 以て却て深き井の水より劣るとか此順序を立てる
 るなり

第十八條 今英國勳動府河水汚穢物検査委員の試定
 する飲水の良否を左に掲げん但し傳染病混合の
 慮なきものを知るべし傳染病流行中の尚ほ別な該
 毒の混合せざるや否や注意せざるべからず
 飲料と爲して安全なる水

鑽井水 深井水 高崇なる地方の地面水

飲料と爲るの可否を一概に決り可らざる水

集貯せし雨水 耕地の地面水

飲料と爲るに危険なる水

人家溝渠より汚水の流入するをき河水 澆井水

第十九條 如何なる僻邑に於ても容易く造り得るべき

水濾器械あり此に附言す即ち大なる酒樽の天上と

抜き其上部三分の二に錐を以て無数の小孔を穿ち

る中隔を固定し兼て小管を其中隔より樽外に通

ぜしめ以て樽中の空気を避出せしむるの用に供す

而して其中隔上より小石を重疊し其土は獸炭を敷

又其上より砂を散り中隔下底上の樽側より龍口を設け

以て澆注時の多量に透明無色無臭の水を得るべ

し然れども溶解しある有機物の尙ほ其澆注する水

中に存す法が故に此後今一度十五分時間煮沸し

以て飲料に供せざればあらざ

第二十條 以上の貯水法を勿論澆過煮沸の二法は不

透明有色或は臭氣ある水を清潔にするに法ありて

都會と僻邑とを問はば一般世人の容易を爲し得る

べきものなり彼此参照し以て善良の飲水を求むべ

第二十一條 飲食は日常吾人の生命を保存するもの
 かるを以て能く其性質を吟味すべきに我國の
 人々は兎角之を吟味せざる勝ちなり豈不注意至極
 と云はざるべけんや以後は殿方も平生は勿論傳染
 病流行の時杯は特に能く注意し其醇良なるものを
 撰みて召し上るべし傳染病流行の時又第一傳染
 病毒の附かざるものを食せざんばあらば傳染病毒
 の附きてあると思ふものえ縦令百美の饗食と雖ど
 も飲食するを禁すべし今其平生に注意すべき飲食

の要領を左に記して轉ばぬさきの杖と同じく傳染
 病の豫防を益々嚴よせん
 (イ) 魚肉の總て何よらば新鮮にして傳染病毒の附
 かざるものを用ゆべし(ロ) 孕魚の肉或は病魚の肉
 して軟かぬ彈力なきもの或は死魚の惡臭ある腐肉
 杯は食ふべからば(ハ) 鹽魚の軟かぬ豆腐觸る
 べが如きもの又も鹽魚干魚の惡臭あるもの腐り
 するもの腐らばとも黴を生じあるもの虫の出來る
 もの杯は食ふべからば(ニ) 牛肉其他の獸肉は其獸の
 無病にして其肉の新鮮なるもののみを食ふべし腐

肉病肉は吐下或ひは熱病を起し傳染病杯を誘ひ出
 すが故に食ふべからば総て皆か肉類の惡臭を放ち
 紫黑色或は蒼白色を現はすものは食すべからざる
 ものと思ふべきなり(魚)熟せざる果物或は腐りかゝ
 りある果實又る黴を生し或は腐りある野菜を食ふ
 べからば(魚)黴を生じ又は潰之かゝりある飯粥或は
 腐りある酒酢醬油及ひ此等の質造物を食ふべから
 ば(と)炎暑の時候は勿論何時と雖とも總じて平生の
 食物は十分清潔を旨とし時々黴を生せざるか
 惡臭を放るざるか腐りかゝらざるかに注意して若

黴を生し或は惡臭を放ち或は腐りかゝりあるも
 のは食ふべからば(と)夏秋暑氣の強き時特に傳染病
 流行の時は始終節度よりして縱令善良新鮮の飲食と
 雖ども腹一盃に飲食せざるを禁み大酒或は多分未
 煮炙物を喫ふは頗る惡し下利の常習ある人は最も
 用心せざるべからば

第二十二條 近頃歐羅巴に於て榮養品の要用なる

事を知りしより市街に飲食警戒法所謂ナールレグ
 ポリサイを設け食物の腐敗せざるや否やを検査し乳
 汁と餘分の水と含めるもの魚肉の腐敗せざるもの穀

粉^{こな}も不^ふ潔^{けつ}物^{ぶつ}を混^まじ^じるもの等^らを販^{はん}賣^{ばい}するものを罰^{ちか}す
就^{あつて}中^{ちゆう}傳^{でん}染^{せん}病^{びやう}流^{りゆう}行^{かう}の際^{さい}は此^こ法^{ぽう}最^{さい}も切^{きん}要^{よう}なり然^{しか}れども
吾^{われ}輩^{はい}は各^{おの}自^{づか}只^{ただ}管^{かん}是^こ等^らに注^{ちゆう}意^いし日^に本^{ほん}政^{せい}府^ふと
此^こ法^{ぽう}を設^{たて}げざら^ずしめんことを熱^{ねつ}望^{ぼう}するよ止^とまるの
み

第二十三條 傳^{でん}染^{せん}病^{びやう}毒^{どく}は地^ち中^{ちゆう}水^{すい}中^{ちゆう}或^{ある}は氣^き中^{ちゆう}に生^{せい}殖^{じよく}す
るよ必^{かなら}ず多^た少^{せう}の媒^{ばい}助^{じよく}物^{ぶつ}を要^{よう}するものあり此^こ媒^{ばい}助^{じよく}
物^{ぶつ}は即^{すなは}ち不^ふ潔^{けつ}なれば專^{せん}ら不^ふ潔^{けつ}を戒^{かい}めざるべからず
故^{ゆゑ}に飲^{おん}食^{じよく}空^{くう}氣^き住^{ぢゆう}居^いの清^{せい}潔^{けつ}よすべき理^り由^{ゆう}と方^{ほう}法^{ぽう}とを
畧^{りやく}ほ説^{せつ}き終^はりし衣服^{いふく}を身^み体^{たい}を亦^{また}時^{とき}々^々襦^{じゆ}衣^いは勿^な論^{ろん}

外^{がい}衣^い中^{ちゆう}衣^いとを交^{かう}換^{くわん}し沐^{もく}浴^{よく}をさし垢^{あか}を溜^ため^めば蒸^{じゆう}發^{はつ}
氣^きの閉^{へい}塞^{さい}を致^{いた}さしめざるべし

第二十四條 傳^{でん}染^{せん}病^{びやう}は勿^な論^{ろん}何^{なん}病^{びやう}を豫^よ防^{ぼう}するよ必^{かなら}ず
せ平生^{へいぜい}攝^{しやく}生^{せい}を第^{だい}一^{いつ}に守^{まも}るべし就^{おん}中^{ちゆう}傳^{でん}染^{せん}病^{びやう}流^{りゆう}行^{かう}の時^{とき}
かどは少^{せう}しを怠^{おこ}るべからせ人^{ひと}凡^{おほ}そ健^{けん}強^{かう}あるときは
十^{じゅう}分^{ぶん}の病^{びやう}毒^{どく}の侵^{しん}撃^{げき}を防^{かへ}ぐの機^{はた}能^{のう}あるものなれども
過^た度^どの勞^{らう}動^{どう}をさし及^{およ}び飲^{おん}食^{じよく}の不^ふ良^{りやう}或^{ある}は不^ふ足^{そく}等^{とう}總^{そう}て
不^ふ攝^{しやく}生^{せい}を以^{もつ}て身^み体^{たい}を衰^{さい}弱^{じやく}せしめある時は傳^{でん}染^{せん}病^{びやう}杯^{はい}
よ罹^かり易^{やす}ければなり
第二十五條 前^{ぜん}條^{じょう}の次^じ第^{だい}あるを以^{もつ}て此^こ病^{びやう}は勿^な論^{ろん}總^{そう}て

傳染病の流行の際一町團結し某神社に祈禱を行ひ一村集合し某寺院に護摩を焚き不動の稻荷に琴平の觀音の薬師の日參或は參籠し万千の賣薬に倚頼し御千度の騷擾を企て注連繩を軒頭より張り二本の竹を門戸に植て釣船清次郎の宿札を固信し黄赤の括猿を戸口或は腰間より釣り或は神官僧侶の咒符壘に感溺し男女東西に狂奔し老幼南北に馳走し以て此病を豫防し此病を避除せんことを願ひ醫師を措き醫藥を棄て汚穢なる神水を飲み腐敗せる佛供を喫ふが如きは大に豫防の妨害を蒙る

却る病勢を盛にするが故に決して此等のことを慎むべし

第二十六條 平生成るだけ火葬場や埋葬地を離るる所を住居すべし

第二十七條 婦人小兒ハ身体脆弱なる故に車夫或は力役強き職工場製作場等の工夫とあるべからば若し止むを得ざるとき車夫工夫とある時ハ成るだけ労働の過度を免らざるに注意すべし且つ此等の場内或は演劇場角力場割烹店學校旅館等衆人の群集する所は空氣不潔なるが故に時々新鮮なる空氣を呼吸

せざんばあるべからざるを忘るべからざるあり
第二十八條 以上の諸件中傳染病毒の附きあるものを飲食呼吸すべからざるの外、僻邑より都府に於て嚴しく守らざんばあるべからざるあり

第二十九條 交際を絶つ法即ち隔離の病体死体排泄物等と健康人とを遠ざくることとして傳染病流行の時のみ嚴しを行わざるべからざれば傳染病毒のや啗み地中氣中或は水中に混じて傳播するのみからば患者の吐瀉物呼氣及び蒸發氣等の如き排泄物より直ち傳染をすることあればなり今其

之を如何かる注意を要すべきやを左に掲ぐ
(一)傳染病患者ある家、病名標を貼する、所謂健康人と交際を絶つ、案内標なり然るを愚民の交際を絶つ、の不便あるを厭ひ或は奸策を設け、只法律に觸れざるを事として言譯計り、表の入口を別ちて内、互に交通することを得せしめ、一家業を營む等の手練と連ら、隔離の名のみあり、其實は、大に傳播の媒をかき、むることあるを聞、何卒以來、其心得を以て表口計りの隔絶を廢止あるべし、愚民中、傳染病に決して傳染するものよあらざれば

主唱し、傳染病名標の貼付あるにも拘らずは求め
 る傳染病患者の居る家より出入し之を近接するを妨
 むもの有り斯る愚かることは能く心得置き決し
 て其爲をなほこと勿れを傳染病患者を避病院即ち
 傳染病院より送るも同じく隔離の旨を基づく避病院
 より送らるゝを恨み悲しむべからば世人多々避病院
 より送らるゝ時必らば死ぬる如く思ふの癖あるが
 故に後條避病院の体裁を示し宜しく照會して避病
 院の悪るべきものよりあらざるを曉るべし

第三十條 避病院の傳染病皆を備はるるにあらず方

今避病院と稱するものハ虎列拉病院あり今茲ハ虎
 列拉病院の体裁を記するハ左の如し

一 避病院より患者一人一人を清淨の竊床蚊帳等を
 與ふ一室は通例四疊敷より一人の規則より縦令患
 者多くとも一人二疊敷より減るること無し

一 醫師ハ院中より誥め切りし時々見廻りて懇切に療
 治せらるべし

一 看病人は晝夜附き居りて親切に介抱し吐瀉物
 は一人一人を備ふる器を取り其都度消毒する
 あり

一 輕症の患者と重症の患者とハ病室を區別し快方
 へ赴くときハ復る別室へ移すなり故に輕症の患者
 と重症の患者と又ハ追々快方へ赴く患者とは病室
 皆を全く別々とし必らば三方へ隔あり居るべし
 と思ふべし
 一 家族若し看病をなさんことを望む時ハ必らば速
 かに許可さるべし然れども猥りな度々出入すること
 とは許可されざるが故に常に院中へ寄宿し看病
 せざればあらざらん
 一 近親或ハ懇意の者より見舞の爲め對面を乞ふ

時ハ是れ亦許可さるべし尤も退院の節ハ消毒を行
 へり
 一 患者全快すれば消毒を行ひ退院を許可さるべ
 し
 一 輕症の患者若し重症へ變ぜるときは家族に通知あ
 るべし
 一 患者死亡する時ハ別々拵らえある清潔の室へ
 移し速かに其由を家族へ通知せられ且つ家族を喚
 び寄せて其死体を見せらるべし尤も運參する時ハ
 消毒の手當を後へと以て先つ其死体を取片付

一 死体は町囀り取扱われ充分消毒し棺中へ入れ
 一 め之を埋葬地又は火葬場へ送らるべし
 第三十一條 家内此患者を生じて之を別居せしむ
 るは敢て六ヶ敷きことゝあらざれば其家別室あれば
 其中より移し二階三階或は四階五階の如き上室あり
 ば之より移すを良しとす

第三十二條 消毒法は烈火を用ひて病室を初め患者
 の接觸せしもの病室内より一もの排泄物及び傳
 染病毒附着の疑あるものは皆を焼き盡すと最良と

然れども其焼き棄て難きものは薬劑を以て蒸蒸
 灌注或は洗條し十分の病毒を撲滅せしむべし然せ
 ざれば又も其病毒散漫して終に消滅するの日ある
 を知り難らん故に病毒相顯はるゝの後には消毒
 法を嚴くするを以て傳染病豫防の最を欲くべし
 第三十三條 死体は可及的に火葬するを最良とす是
 れ消毒の確乎なる故なり日本政府の埋葬せしめ
 傳染病患者の死体を改葬せしめざるべし此譯ある
 由の兼て萬國醫學會議の議長とありし墨

國の越斯度虞魯斯と云ふ大醫をもとを頃者頻りも火葬の宜しきことを主唱せらるる由

第三十四條 屍體若し事故ありて火葬する能はざる時は石炭酸水を以て汚しある清淨の布を包み死後二十四時の間を埋葬すべし僕婢知人ありとを猥り屍骸の周囲を近づく事を慎まざるべからざ殊も痘瘡虎列拉の屍骸に於て然り

第三十五條 火葬をすると埋葬をするとに拘はらば傳染病を懼りて死する者の屍骸は皆を消毒法を行ひ可成的速に棺を収めて其蓋を密閉すべし曰

密閉するの後は之を見んと欲する者あるも決して蓋を開くべからざ故に此等の事あるに察せば棺前に硝子板を穿ち是れより透視せしむべきを良しとせらるるなり

第三十六條 消毒法を行ふに當りて心得置かざるべしは何れものが病毒を含み易くも何れものが病毒を含み難きといふことと是れなり即ち毛布綿布綿絮疊藁敷物の如き氣孔の鬆疎なるものは病毒を含み易し又病人の居間及び室内の諸器具等は至極厳しく消毒法を行ふべし

第三十七條 看病人は決して毛織衣を着るべからざれば洗濯し易き衣服を用ゆべし其他看病人は患者の用務をせし後ち忘れず消毒薬を以て手或は顔面鼻口等を洗ふべし

第三十八條 健康人若し傳染病患者に近接せしときは速ちに消毒法を行はさるべからざれば故に看病人は幾人にも好みし應じて定め置き其看病人は可及的健康人と交際せざらしめ其他の健康人は止むを得ざるの時を除き猥りに患者に近接せざるべし

第三十九條 衣服器具の消毒ハ世人患者の治癒或は

死亡せし後のみと思へども決して然らざれば注意し時々消毒を行ふべきものあり即ち衣服器具の中にも襦袢取膳椀薬蓋などは度々洗滌して用ひざればあらむ故に此等は勉めて洗滌する時健康人又は他の患者を用ゆるものを混同せざらしむるべし

第四十條 傳染病患者の着用したる衣類ハ自宅に於て再度の用ひ供するに或は古着屋等に賣るとの間は是れ二十四時間六十倍の永を以て石炭酸を溶かしたる液に蘸し置き後ち熱き湯を灌ぎ洗滌すべし是れ傳染病患者の衣服等よりしと思へざるの傳

播をなすことあればなり第百五十五條を見れば知れ

第四十一條 傳染病患者あるの家よりの必は他を飲

食物の勿論何なりとを贈るべからば贈られる家

も亦之を受けざるべし若し強て之を贈るものあら

ば一旦之を受け後ち私かゝ人家遠き場所へ埋没し

決して飲食をべからざるなり既十二年の虎列刺

流行中の一醫該病家より趣きし時を勸めし任せて

茶を飲み菓子と食ひしより傳染して遂に死せりと

云ふ

第四十二條 健康人インフルエンザの性質あり

て更なる傳染病に感ぜざるものあり之を例するより

同痘瘡室扶斯等を思ふれば再なる其病は罹ることある

又天稟其病を患ふることなきと云ふ

第四十三條 大船小舟車駕等の中より傳染病患者を生

じ或は該患者を乗せるときは先づ其持主扱主に於

て消毒法を行はしむ後ち他人を乗せざるべからば乗客

も亦傳染病流行の際には此等より注意し船車等より乗ら

んとする時は可成に其實否を取り糺せし上に依るべ

第四十四條 以上は只傳染病の大畧を摘みて説くのみ故に此他は心得ざるべからざるもの多し故に療治を頼みふる醫師の指揮に遵はざんはあざるべから

第二章

虎列拉豫防論

第四十五條 虎列拉とは吐瀉の意にして吾人の最も恐るべきは流行性虎列拉印度虎列拉或は亞細亞虎列拉と稱するものにして専ら小腸に就くと雖ども亦病を全身に起さしむるものなり但し散在性虎列

拉或は歐羅巴虎列拉とは全く異なるものとす

第四十六條 虎列拉は一種特異の傳染毒より起るものにして傳染病中誠に此上なき恐しき病なり

第四十七條 虎列拉は誠に此上なき恐しき病なるを以て可及的之を豫防せざるべからざ之を豫防するは特に公私の家屋中にある所の厠及汚渠を清潔に掃除するを最も緊要とす何と云れば該病毒の發育蔓延するに多し此等の場處よりすればかり凡そ此等の場處は常に掃除すべし別して溝渠の如き毎年一回寒冷の時節に於て大掃除をなさざるべし

ら既^レ此病の流行する兆^ヲ見るや此^ノ厠及^ヒ溝渠の掃除等は畫^ニ斷^ル屬^スするが如^クかれど尚^モほ爲^シざる^ニ優^レり然^レど溝渠の大掃除は寒冷の時節か己^ノ心を得^ズんば炎暑の時候を除^キ寧^ムる之^ヲ施行せざる^ニ宜^シと^シ但^シ第五五六七の三條に参考されば能^ク此掃除せざる^ニべからざるの道理を了^ス解^スする^ニあらん

第四十八條 此傳染毒の未^ダ詳^カ其本體を知る能^ハざると雖^モ決^シて痘瘡杯の如^ク揮發性の傳染毒^ニあらざれば必^ズは固性の傳染毒^ニあらん而^シて其人よ

り又人に傳染する勢威の盛なるは人々の親しく知る所の如し

第四十九條 聞^ク此病を恐^ルる^ニ帝に本邦のみならず歐羅巴諸國に於^テは殊^ニ甚^シく其豫防救治の方法を探索して至^ラざる所なきより紀元一千八百七十四年即ち我が明治七年に當^リて歐羅巴亞細亞の二十一年國より澳國維也納府へ代議士を派遣し七月一日より八月一日まで會議を開^キ結局一箇の會議所を同府に設^ケけ時の景況に隨^ヒ其方法を立^テんとするに決^セり^ト以^テ此病の爲^メに力を盡^スす^ニ其原因

の不明なる此病の恐るべきことを知るに足るべし

第五十條 此傳染毒は五大洲の最大なる亞細亞洲中の前印度海濱及ひ安日の河邊に發生し此より運輸物に附きて四方に傳ひ各地人民の交通するに由りて遍く地球上に大流行をすることあり但し此病の本邦に入るは文政五年壬午八月を始めてす
第五十一條 今茲に虎列拉傳染毒發生の根元たる前印度地方の景況を云はんに北は喜馬拉山脈に界し西は亞加業坦皮路直坦に接し且つ亞拉比亞海を受

け東を孟加拉灣と稱し南の方印度洋に突き出でたる地方にして甚だ熱き處なり
第五十二條 大河の近傍は虎列拉毒を傳播すること容易なるを以て流行最も盛なり是れ船舶の出入等あるのみならず河中河岸に塵埃の堆積し水の流通せざる等に由て多分に腐敗せる有機物の存するに基くならん江河の灑掃は夙として忽せにすべからざるなり
第五十三條 此病の傳播する方向は大道に隨て最も迅速なり故に鐵道の架設ある地方杯は遠方に流行

ずると謂て油斷すべからば例之は大津に流行する
を聞くも大坂神戸の人民は尙ほ十數里の懸隔ある
を頼みて深く意を注がざるが如し此等は誠に思は
ざるの甚しきものと云はざるべけんや

第五十四條

病毒即ち傳染毒

の運輸物とは下利病及ひ虎列

拉患者の吐瀉物にして新らしきときは其毒勢尙ほ
弱しと雖ども既に泡醱するに至れば能く傳染の勢
を強ふす故に此運輸物の衣服等に染み込みしとき
は晚かれ早かれ病毒を發生して人々を患ひしむる
ものとす但し其他の涙汗呼吸氣蒸發氣等に至りては

此病に限り害なきもの、如し

第五十五條

此病毒の發生するには甚だ寒暖と關係

することあり即ち大氣温暖にして不潔なれば大に
其發生を助く故に流行は専ら夏と秋とに甚だし然
れども冬春流行することをおかしや云ふにあらば唯少
おきのみ現に魯國に於ては冬時滅却せずして翌歳
に跨ることをあり本邦に於ても之を初老以上の人に
聞くに戊午安政五年に在て實踐せし處かりと
第五十六條 發生するには寒暖のみならず地質土地
の高低等にも關係することをおかしやせざ故に岩石あ

りて不斷乾燥する土地には發生を全ふする能はざるが如し然れども都會村落を問はず卑濕の陋巷或は汚水の滯溜して廣く地中に滲透し且つ多分に腐敗せる有機物を含める地も在ては其發生最も盛なり然るも高燥にして海面上六百メートルは我國の三尺二厘餘以上の地もは虎列拉を發生せざる云ふ

第五十七條 然れども印度に於ては我國の富士山より高き處も在て尙ほ此病の流行するを以て考ふるも空氣稀薄なるも亦病毒を拒絶すべからざる者あるべし

第五十八條

「アニマルユニタミノーシス」を云ふて腐敗せる動物の屍體は虎列拉を傳播繁殖せしむるの一大媒介物なれば屠牛場、料理屋、魚市場、魚屋杯は勿論戸々人々可及的獸、鳥、魚類の骨もど散在して腐敗せざるを勉むべし

第五十九條

本邦農夫糞汁を白晝も運搬し市井を村落を撰ばざ處々も其糞桶を置きて休憩するものあり是れ亦虎列拉毒を醸生するの媒介なる誠も慎まざるべからざ

第六十條

虎列拉は年齢男女の別なく皆同一に罹

るものや雖も營養不全腸胃の疾病衰弱感冒等ある人及び不良の水を飲用せる人は大に罹り易くす故に腸胃の虚弱なる人は別して善良の飲食を撰み且つ其量の過不及をからしめ又た衰弱せし人は勿論健康人を雖も過度の運動即ち盛衰不眠非常の奔走等或は身體の疲勞憂愁憤怒の如き神思の感動を避けて可及的精神を爽快に保ち身體を衰弱せしむることなきに注意すべし

第六十一條 然れども虎列拉は外襲病毒の他は尚ほ各自の體中より於て之に應ずるものあるが故に其有

無に從ひ其病毒に觸る人雖も悉皆之に感染せざるを認證し十二日二十日及び十六日八千

第六十二條 虎列拉は罹るは年齢男女の別なきに雖も五歳以下は男は女より罹り易く三十五歳以下四十歳以下は在りては女は男より此病を患ふは多し

第六十三條 四季氣候の變換下劑の用ひ過ぎ不良の食物身體の發熱するを寒冷の飲液を用ひ及寒暖の俄に變ずる等は此病の誘因なるが故に頗る罹り易きなり

第六十四條 此病を患ふるは何れの國を問はず上等の人より下等の人にも多し富豪の人より貧乏の人に多ければ下等人たり貧乏人たるものは特に豫防に注意せざるべからざる

第六十五條 此病に罹るときは多く死を免がれざるを以て可及的未發に防ぐべし明治十年の如きは内務省衛生局の調査に據るに全國の虎列刺患者壹萬三千七百十八人内七千九百六十七人死し明治十二年の如きも初發より十二月二十七日迄に十六万八千十四人内十万三千三百六十四人死すと云ふ文あり

第六十六條 前兆下利の中に之を治療すれば往々此病に罹るを免がることあり必ず油斷すべからざる

紀元一千八百四十九年米國紐育府に於て虎列刺病流行の際醫學士フリント氏の治療せし前兆下利患者は數百名なりしを遂に此病に罹りしは其中僅かに十名に過ぎざると云ふ故に此病の流行中は聊かたりと吐瀉する病に罹らば總て猶豫なく速に醫師に就て治療を乞ふべし

第六十七條 虎列刺の流行するや其地方に居住せざるも敢て差支なき人及び甚しく此病を恐る人

避けて人跡少なき僻険山柱に趣くは若し然れど
 此病を感受せしむる間は太に不同に
 して其短きは二十四時にして發するも其長きは二
 十一日に至るとあり且つ其發症は至て幽微なる
 ことあり故に既に氣分惡し下利或は吐瀉の氣
 味ある時は必に旅行等を猶豫すべし
 第六十八條 虎列刺患者を見舞ふは可及的之を猶豫
 すべし假令自明之は感ぜざるも更には他に傳染する
 の媒となるの恐れあるものなり然れども已むると
 得ざるして見舞ふべきは必に空腹をすべし

見舞ひ後は消毒法を行ふべきこと第三十八條
 第六十九條 冷水を拭き其手拭を以て常に全
 身を拭ふの慣習ある人は流行中は於て之を廢
 止するべし
 第七十條 此病の豫防として石炭酸水を漫に健康人
 に噴射する如きは甚だ害あり石炭酸には消毒の
 効あるが故にして豫防の効あるものにはあらず
 第七十一條 虎列刺病毒ある疑なきに漫に庭先軒
 頭等に石炭酸水を散布する等も只無益な藥品を消

亡し金貨を監費するのみならず大に健康体弱を害
あり宜しく注意すべし

第七十二條 此病毒傳播し來るの恐れあり室内には
格魯兒加爾基を皿に入れて置いて置くべし

第七十三條 硫酸鹽酸は稀釋して用ゆれば豫防の効
あれども分量を過すときは或は便秘を來たす或

は下利を發する等乃弊害あり故に注意して服用
すべし殊に他病ありしときは醫師が指揮に従ふ
良とす但里模那坪と志て服用すれば或は酸敗を
醸成或は夏日炎熱乃際貯ふに不便なるを以て寧ろ

稀硫酸稀鹽酸を適宜な水に和して服用すは良と
す

第七十四條 一昨十二年本邦に於て未だ虎列拉乃流
行すは之際生野銀山在勤佛國人其

氏は之を豫防すは乃一奇法を公に志たり今其法
を畧記せんに黄銅赤銅乃二金屬は妙に此病を豫防
すは乃効用ありを乃に志て古昔より銅職其乃此病
に傳染して死したる者な程なれば大小長短各自
乃適意を以て此薄板を作す之に紐を附けて肌膚に
嚴結ぶべし佛國には此豫防器を「フレンツ」

稱して大に賞用せしむる既に同國乃ト少
 氏之を實驗せし生理學會社乃社
 員亦之を證明したる而して聞ふ所に據れば
 乃三金屬のみならば鐵に之亦此豫防の効用あり共
 に恐るは酸化作用に由り然らば殊に銅は
 蒸發氣の脂油分に合ふ阿翼を化生するとの説あり
 此説を此説確實なるは免れ銅の人身に於
 著る此病の傳染を豫防するの作用ありは
 マツトシ氏及びフルキス氏等の確定せる所なり之
 例より該病の傳染を豫防するの効用ありは
 該病の傳染を豫防するの効用ありは

時に銅職工之に罹る者は千三百七十名申す一
 名に之を鐵工及び剛鐵工に在るは三百九名申す一
 名に居る其他鐵職工に於ては百七十八名申す一
 名あり云々本邦亦一昨十二年該病流行節
 九龜避病院に在る往來銅と黃銅の精圓板を膺上
 に貼す者ありと見るとは近頃醫事雜誌投書家之
 領袖たる愛媛縣三井莊三郎氏が刀圭雜誌第三十
 三號(二十二年八月)疑問中に掲載したるを見らば
 と雖も當時吾輩大抵は又手置れ該金屬小片を
 僅に膺上に貼して此病を豫防するは未だ全く疑

なれど得ん思ひ居る事務多忙に取紛れ
 書きたる之を大方諸君に質問する暇を折ら幾
 日あらざして和歌山縣荻野嘉四郎氏も三井氏疑
 問に答ぬる文中に於て吾輩と同一意見を述べら
 れた耳爾來誰あり或之を明かにせざ故に吾人は先
 つ他縣豫防法を行ふに兼て此豫防法を亦行ふ
 て以下愈々豫防を嚴重にするを宜きとすべし
 第七十五條 其虎列拉は該病毒に附着せる物品を飲食
 するに因て傳染するものと最も多し故に該病毒の附
 着せる疑あるを疑は一切飲食すべからざる中一

第七十六條 前條荻次第おるを以て虎列拉流行あ

ることを知れば速に其毒附着疑なれ地方より先
 ら一年中を食すべし是れ荻食物殊に米穀を買入れ
 置けざるべし

第七十七條 前條荻場合には干物類荻如永々貯蓄
 して腐敗せざるもの或は卵の類を貯蓄すべし但し
 家禽即ち雞の類を飼養して臨時肉を欲するときはの
 用に供すべし尤も此家禽は虎列拉病毒附着の疑あ

き食物を興へざるは富有家にあらずれば貧乏人
 第七十八條 前の二條は富有家にあらずれば貧乏人

に行はるべからざるのこをかり故に富有の有志者は貧者の爲め多數の米穀干物等を協同合資して貯藏せらるべき改良とす所謂救恤の一端なり

第七十九條 人々或は豫防をして唯飯若くは粥湯梅干のみを食し總じて果物野菜魚鳥の肉杯を斷つものあれども此等は愚の極と云ふべし

第八十條 不良の食物は固より食ふことを止めんはあらざれども常飲常食を變ぜるは至て惡し只飲食のみに節度にするを良とするのみ必らば平生酒を飲む人は虎列拉の流行あるを聞て一滴も啜らざ

る等のことばあすべからざ但し食物は柔軟にして消化し易きものを撰用すべし

第八十一條 此病流行中の食物は一つ一つの品を定めて其良否を撰ばんや寧ろ常食中の柔軟消化し易きものみ於て其調理を節度に注意すると必要とす即ち總て品の鳥獸魚介穀物野菜たるは論なく煮蒸焼炙の調理を経たる物にあらざれば必用ゆるを禁ぜべし如何なる良品と雖も生物を食ひ或は多食する時は下利或は他の腸胃病を發して傳染を招た或は傳染する者あり其他各自慣習を因て

常に下利或は腸胃病を發す者は決して用ふべから
 第八十二條 酒類は又虎列拉の豫防藥なりて飲
 めば酒を無理に飲むものあれば此等は腸胃の
 機能を妨げ却て害あるものなり
 第八十三條 酒客は節度よ酒を飲むを宜しとすれど
 も可及的稀薄の酒類を用ゆべし猛烈の酒類は決し
 て飲んばか
 注意の上注意して飲むべきものなり
 第八十四條 流行中飽食空腹は健康人と雖も殊に

害ある故に必るは食物の量を適宜にして多た
 過ぎぬ
 時間亦一定すべし
 第三章
 第八十五條 腸窒扶斯の事を云ふには先づ窒扶斯と
 云ふこと
 神鈍麻を云ふは
 第八十六條 腸窒扶斯は精神の昏憤するに兼りて

此病人の屍体を解剖すれば腸に特異の現像を見る
が故に呼んで腸窒扶斯と云ふなり或は泰裴士熱と
稱し或は其諸症發疹窒扶斯より輕易なることある
を以て輕症窒扶斯と唱へざるを得ざることなきに
あらざらん

第八十七條 此病は特異の昆太義遠性彌亞斯麻傳染
毒にして其病毒の本體は未だ詳かならずと雖ども
有機物の腐敗するが如き不潔の地に發し吸氣に隨
ふて肺の中に入り或は飲水食物等に混じて腸に行
き以て此病を起さしむるあり

第八十八條 該病毒の運輸物は其患者の大小便にあ
るが如し故に此病の患者に直接するも發疹窒扶斯
の如き傳染せざるものあり然れども此患者の大小
便を雪隠に投ずればこれより近傍乃水道に滲入さ
るに其水より傳染せしむるといへば雪隠の糞壺或
は小便桶は可及的緊固に拵へ置かざればからざ
第八十九條 此病の輕重は多く其人乃體質と流行の
性質とに隨ぬものなれば體質の弱きものは多く此
病に罹るものにして且つ重し須らく注意すべし
第九十條 此病は常に春機發動期より二三十歳の人

に多く老人に少なし又た一回之疾患ひしも乃は通常再び傳染せざるものとす

第九十一條

精神の過用身体の過勞其他腸加太流あどは此病を傳染し易すからしむ

第九十二條

全身違和倦情を覺け食思缺乏し頭痛眩暈耳鳴睡眠不安等を發し四肢裂くが如き疼痛あば此病の前驅なり早速醫に治療を乞ふべし

第九十三條

此病は其毒患者の体内に醗熟して以て体外に排泄さるゝものにあらざれば一回排泄する乃後に大氣及び熱に遇ひ多少の時間を費やして

變化し十全の傳染性を具ぬるに至るそのなす故に

注意して患者の排泄物を處置すゑに怠たれば痢病を同く雜居するも傳染を豫防すること甚だ易と云ぬ或は体内に醗熟し体外にも發育するものとすることもあり

第九十四條

虎耳襪を初め患者に用ひたるものは勿論用ひざるも大小便の附き疑ひあるものは注意して消毒法を行なひ決して粗漏の取扱をなすべからざ

第九十五條

近頃醫學士インメルマン氏は本病の再

發を論じ其原因は患者攝生を誤ると該病毒の身體
 中に残留するとの二つに外なきは看護人の此
 等に注意するを怠らざるに依て之を豫防するを得
 べし乙は必だ回復期の際數日間楊皮酸那篤倫なる
 新藥を服用して治ぬく全身の病毒を驅除するに依
 て之を豫防するを得べし曾て之を試験せしに此藥
 を用ひし該病患者は五十一人中再發するもの僅に
 二人(此二人も一人は竊かに暴食せしに由り一人は
 解熱の後直ちに服用すべし藥劑を用ひざるに由る
 患者は六十七人中再發する

もの十五人の多きに及べし尙ほ此藥は常に再發を
 豫防するの効能あるのみなきは該患者に之を用ゆ
 る時は看護人及び近接する人に傳染するの災を避
 くることも亦確實なるが如しと云ふ去りながら楊
 皮酸那篤倫は劇烈な藥品なるを以て分量を斟酌に
 注意し且つ身體は活機あれば其時該模樣に由り用
 ゆると用ひざるを定めざるべからざる也角醫師
 に諮詢するにあらざればゆめく之を服用せざる
 べし殊に醫師たる者は患者の訴を待たざして油斷
 なく此藥を用ゆる筈なれども若し醫師の此藥を用ひ

ざることを知らば先づ温順に此薬を用ゆる乃奈何
を問ふて可かり心得茲爲めに此に記し置く

第四章

赤痢豫防論

第九十六條 赤痢とは痢病の事なれども大便中に血
液を混じるが故に此名あるなり

第九十七條 此病は一種の傳染病にして熱帶地方に
於ては四季の別なく流行すと雖ども暖帶地方に在
ては只夏日燭暑時節及び晝熱く夜冷やかかる差
茲澤山かみとき茲みに流行するも茲とす

第九十八條 本病は未だ其毒の本體を詳知せしと雖
ども患者の大便を以て先づ其運輸物とみれば又た大
便より氣狀乃毒を發生するが故に本病は大抵雪隠
便器或は糞尿に汚穢せる灌腸器より傳染すること
多し

第九十九條 本病は先年宇露西と佛蘭西と戦争せし
ときに數百の兵卒に同じ雪隠を用ひ一時に傳染せ
しかども其患者と同居せし他茲兵卒は遂に傳染せ
ざるより初めて肛門より侵すも茲を云ふことを確
知したることあれば本病患者茲入りたる雪隠には

必ら行くべからば

第百條 本病は多々卑濕瘧地に流行し囚獄陳營等瘧

不潔にして衆人群居する地に發すると扱は大に惡

性をなすに至る

第百一條 不良瘧飲水未熟瘧果菜難化瘧食物等何に

依らば下利瘧起し易きも瘧或は濕潤なることに胃

觸或は燥便瘧腸内は鬱滯する等は凡て此病瘧誘

發するも瘧なり故に可及的不良瘧水や難化瘧食物

かど瘧飲食すべからば

第百二條 徹夜不眠精神疲倦等も亦誘發瘧原由となる

る宜しむ注意すべし

第百三條 全身疲倦四肢掣痛食思缺乏寒戰反覆精神

不振裏急後重等あるは此病瘧前兆あり早速醫を頼

みて療治瘧乞ふべし併しなからこれ等瘧前兆を乞

して直ちに下利瘧發することあれば強ち前兆あ

るも瘧と思ふて油斷すべからば

第百四條 本病流行瘧時よりは特さらには下腹瘧温包を

て感冒瘧防ぎ且つ漫り下劑瘧用ふべからば

第百五條 本病に罹るときは季候瘧變化病性の善惡

に從ふて過半死すことありとて大約百人中十七

人は死し十三人は後に患を遺して終生全治せざ他
乃七十人は全治を得るを乃とす

第五章

實扶的里亞豫防論

第百六條 實扶的里亞とは希臘乃語にして皮若をば
膜と云ふ義なり紀元一千八百二十一年佛國に流行
せし時に方り同國の有名なる醫士貌列頓尼氏の始
めて名けし所に志して其病性病因等を探究するに至
りしも亦此時より以降とす而して此病に此名あり
は其患部即ち喉頭に汚穢なる義膜を生じらるに由る

然れども此病は喉頭に義膜を生じらる所の局處病に
あらざして廣く全身乃血液に在る所乃傳染病なり
と其初めは埃及及ひ矢里亞に發せしなりと云ふ
第百七條 此病は年代國土の異なるに從ひ諸種乃
名稱を附けたるものと見ゆ今之を一々列記すれば
埃及病矢里亞病惡性咽喉炎壞疽狀咽喉炎窒息病縊
喉病惡性咽喉潰爛流行性格魯布腐蝕性咽喉炎腐敗
性咽喉炎義膜性咽喉炎等是れあり近頃又實扶的里
知斯と名づくる者ありと云ふ知斯とは炎症の義に
志して即ち實扶的里知斯とは猶ほ義膜炎と稱する也

如志就中埃及病とは今を距ることを大約一千八百餘年前に於て大醫亞列黜斯氏乃此病を研究して斯を名づけしことをは古昔の史乘に據て知るべきなり但し名乃異なるまじり病も亦異なる者と誤認して遂に救ふべからざるの所に至ることかしとし難ければ皆な異名同病たることを知りて此病を豫防せざるべからざらん

第百八條 此病は特異の傳染毒あるよ之を受けて喉頭に特異の炎症を發し成形物を滲出して以て義膜を生じざるのなり但志其毒は義膜中に見る所の

球狀「バクテリア」(細菌)なると云ふ

第百九條 此病は喉頭に顯はるる病に志て俗に咽氣を唱ふる者の中にを間々此病あり或は從來本邦醫師乃咽喉丹毒走馬喉風及ひ馬痺風と唱へ志疾病中に亦此病あること疑な志能く注意せざるべからざらん

第百十條 此病を運輸するものは涕汁痰唾の如く患部粘膜乃分泌物なりと雖ども其本性は氣狀に属するを以て呼氣噴嚏空氣中に散漫し之より傳染することあり彼の絶て觸接せざるもの間に此病を

發することあるは此故なりと云ふ

第百十一條 此病は痰唾等は燒棄るか左なくば充分消毒法を行なひし後ち少なくとも人家を去ること百尺の地に埋却せし

第百十二條 此病毒は其性頑固にして寒暑に遭ふも其毒性を失ふことなく春夏秋冬をしかへて流行す其流行の時には通常格魯布性の炎症を發せべし者も多くは此病に轉なるものなり然れども時々散在して流行に至らざること亦少あしとせざ

第百十三條 此病に罹るの素因を有するは小兒を最

も多しす殊に一歳より十歳までの小兒に多し其歳より四歳七歳までは最も危し且つ一二歳より十六歳までは數回反覆して發する故に棄兒院の小兒は多く此病に罹る大人も亦此病毒に觸るれば忽ち傳染するものなり併しながら大人に於て病性單純なるときは死するもの少なし但し一歳以内小兒には極めて罕なりと云ふ又婦人は男子より此病に罹ることも多しと云ふ

第百十四條 普通の咽喉炎、鼻熱、或は敗血熱等を患ふもの生來虚弱あるもの病後衰弱せるもの、茲風邪馬

脾風其他咽喉痧病あるもの貧瘠にして住處不潔飲食不良あるも乃等は皆此病に罹り易し
 第百十五條 此病は一回患ぬれば再び患ふも乃にあらざると云ふものあれども其理由未だ明かからざ
 且つ實地上斯く痧如くならざれば決して豫防を怠
 たることなかれ
 第百十六條 身体違和頭痛發熱惡寒數脈等もあれども通常其熱輕くして咽喉の微痛咽喉及鼻の加太流を發するは是れ此病の前驅なり
 第百十七條 既に此病に傳染されば初めは左のみ苦

痛なけれど二日乃至五日を経れば身体發熱は咽喉乾れ飲食(又は小兒あれば乳汁)を用ふる時ほど疼痛に堪へ難く咽喉は赤き色に腫れ膜痧如きものを生じ頸痧圍りも亦腫れるも痧なり斯の如き容体痧顯はれたるとは忽ち醫を迎へて療治を頼むべ
 第百十八條 此病は患者の體質と流行痧勢とに由り一樣あるざれども他乃病に續いて此病を發するも又他痧病あるときも此病を發するときは大抵死す食餌を厭ふものも亦然る但し此病は間々初め輕

症も忽ち重症に變ずる事あり。此病流行中は咽喉の加太流し羅易
 第百十九條 此病流行中は咽喉の加太流し羅易
 き人は之を防がんが爲めに時々微温湯を以て含漱
 すべし且つテツペイ吸出し水煙の如きものを貼す
 べからば凡て何にても身体を衰弱せしむる病所爲
 は成るだけせざるものと心得べし。此病流行中は患者を圍め
 第百二十條 此病流行中は患者を圍め
 空氣に據ると云へば家内或は親族中に此病者あ
 るときは健康なる小兒を別居して病者に近接する
 と厳しを戒しむべし但し家内に此病者あるときは

兒童を學校に送るべからば
 第百二十一條 此病の原因は正に口中に入ると所乃
 飲食物と呼吸より起る血中に入るも此病に在ると
 常とす。此病流行中は患者を圍め
 第百二十三條 家内此患者ある時は少量強塩素酸
 加里と云ふ薬を多量の水に溶かして含漱すべし
 第百二十三條 又親しく此患者に接して大に傳染す
 るの恐れあるも此病は尙ほ百倍の水に溶かしたる石
 炭酸水と以て充分に含漱するを良きとす。此病流行
 第百二十四條 此病は至て足程早き病なれば此病

流行する際、若し喉頭など痛みて此病に疑はしき
 症状を發するときは早速醫師に診察を乞ふべし分
 秒の遲速に依て醫師も藥を間に合はざる難症に
 なるものなればある
 第百二十五條 今茲に此病の足早き證例を掲げんに
 昨十三年五月十日頃東京府北豊島郡下板橋驛代次
 郎三男新倉三五郎は東京神田佐久間町二丁目松本
 喜太郎方に於て此病に罹り同月廿七日歸宅せしが
 豫防消毒の行届かざるより翌々廿九日兄恒五郎
 感染し六月一日復嫂はつに傳染せりと其頃の新聞

紙上に見へたる

第百二十六條 常に氣管喉頭口中等の炎症を發すべ
 し動作を戒めざるべからば其動作とは頸の圍り
 を温保にする人の俄めは寒冷に逢ひ或は苛烈の飲
 食を用ひ或は長談高聲するを云ぬなり

第百二十七條 此病に罹りて恢復したる人は危險な
 るものと思ふべし故に醫師に於て細心診断を既に
 他人に傳染すべからざるを診斷するに至らざれば
 他人と交際を絶たしむべし

第百二十八條 二三年前より暗渠瓦斯此病に關係

あることを知るに及ぶ即ち米國ピツチスボルラの
 衛生樹醫學士ダブリエー、スナイベル氏の確証せし
 所に據るに紀元一千八百七十七年七月より同處に
 於て此病を發せ向ふ五箇月間猖獗を極め患者總計
 八百五十六人中三百六十六人の死亡あり然るに其
 中四百五十七人にして百四十一人の死亡ありし地
 方は放水規則を守らざりて汚物の充塞せし區内
 である此時此病の蔓延は流行地より二千尺の距離
 ある處まで止まりたり故に同氏は暗渠瓦斯を湧出
 せる處に溝渠の掃除は實に怠

たるべからざる者にぞある

第六章

發疹窒扶斯豫防論

第三百二十九條

發疹窒扶斯は窒扶斯の一種なれど

心疹を發するが故に發疹窒扶斯を名けたるもの

第三百三十條

此熱病は傳染殊に劇急を以て一市一村

に於て一人此熱病に罹る者あれば大抵其全市全村

皆之に罹る者あり今其一例を擧げんに獨乙國
 の一都府を以て例とす

しが後ち三週間に於て全村大約四百人悉く該病に罹れりて以て政府直ちに窒扶斯病院を設け種々治療を施して辛く鎮定し其後六ヶ月を経て其病院内に居住せし者ありしが是れ亦此病に罹りしを云ふ以て傳染の劇しきを病毒の容易に撲滅せざるとを知らるべし

第三百十一條 此熱病は陣營船舶囚獄等衆人群居の地に發し或は凶年飢饉に流行するにあり以て陣熱船舶熱囚獄熱飢饉熱の異名あるを考ふべし
第三百十二條 此熱病は特異の氣狀傳染毒にして其

熱甚だ劇しきを且つ久しき毒性を失はざるものあり固より其病毒の本體に至りては未だ詳に之を知るべからざりて雖も狹隘の家屋船舶等に群居するをたば更に一入病勢の強盛あるも恐らず
第三百十三條 此病毒を運輸するものは該病患者の呼氣蒸發氣及び諸種の排泄物即ち大小便等あり故に患者に近より或は患者の居室衣服器具等其毒の附れたるものに接觸せば皆か傳染すべきの基あり此理あるを以て該病患者の看護人は最も傳染し易し但し空氣及び飲水も亦共に病毒を運輸する

ものかり

第三百三十四條 此熱病は年齢男女の別なき人々皆な之に罹るや雖ども大流行の時にあらざれば通常貧窶者に多し

第三百三十五條 此病毒は人々皆あ生後ながら之を身体に有するものあれば一回此病に罹れば再び此病に罹らざるものかり然れども一回にして其病毒悉く消滅せざるやれば再三之に罹るものなきにあらず

第三百三十六條 食餌不良飢餓憂愁衰弱等あるとれば

此病を傳染するの性を増はせるなり宜しき注意して善良の食物を用ひ飢餓を防ぎ憂愁すること避避け身体を衰弱せしむることあかれ

第三百三十七條 身体倦怠食思缺乏頭痛眩暈憎寒睡眠不安四肢痲痛等は此病を發するの前驅なれば若し此等の容体一つにてあると思はし早速良醫に療治を乞ふべき

第三百三十八條 此病は年齢に拘はらざる雖ども少年及び中年の人は能く此病に罹る就中老年人及び中年人は最も危ぬを大抵死するものかり但し極

老年の人及び一歳未満の小兒は此病に罹ること甚だ少おし、
 第三百二十九條 此病を豫防はるの第一とするは空氣の通暢を宜めするにあり即ち空氣を時々交換して能く清潔と爲し滋養食品を用ひ衣服の厚薄に注意し垢染みたるものを着せ且つ度々格魯爾を以て之を清潔に曝すときは常に此病を傳染せざるのみならず又能く此病を生ぜざらむ
 第四百十條 此病は接傳病なるが故に該病患者を同居するものは大抵傳染を豫防はるること難し此理あ

るを以て健康人は可及的該病患者に近よるべから

第七章

痘瘡豫防論

第四百十一條 痘瘡は一種特異の觸接性傳染毒より發はる病にして其形も豆に似たるを以て斯く名くるものなり
 第四百十二條 本病は初め自發はるも乃なく必だ特異乃痘毒に觸接して之を感受するより發はるあり而して本病は痘瘡中乃液汁及び患者乃身体より出

づゑ所竊蒸發氣中に存在此

第百四十三條 此病の本體は未だ明らならざると雖ども恐らくは「バクテリア」(病胚)竊一種にして必らば氣狀體にあらざるべしバスタール及ヒゼチヘルトの兩氏は一千八百七十八年四月三十日佛國大學醫學校の集議席に於て自ら試験せし成績を掲げ痘瘡の毒は確然「バクテリア」にして必だ一種特異の病毒にあらざること疑ふしと明言せりと云ふ

第百四十四條 此病の恐るべきは曾て蘭醫朋百氏の言ふ所を讀みて知るべし朋百氏曰く痘瘡の害は火

より甚だし一家火を失する時は近隣を延焼はれども火は家財を焼くのみ痘瘡は至重無涯の人命毀損と是れ無上の格言あらざや須らく種痘法と撲滅法とを行ひ之を豫防せざるべからざ

第百四十五條 此病は通例一回患ふるも竊は生涯患ひざるものあれば稀には一人に於て三回或は五回に及びも乃ありと云ふ或は一回人痘牛痘採取て接種れば此病を豫防するなり但し人々畢生中一回は必らば之を患ひざるを得ざるべし故に豫め牛痘を接種するを良とす

第百四十六條 牛痘接種は痘瘡豫防茲第一なり紀元
 一千七百九十六年五月十四日英國人ドクトル、ゼン
 ネル氏始めて牛痘接種法を發明せしは吾人の一大
 幸福にして本邦に於ては己酉嘉永二年此法始めて
 蘭醫より傳授されし以來今日に至るは益々其痘瘡
 の豫防とあるを確信することよめる三千五百万人申
 偶も種痘は痘瘡の豫防とならざること云ふも茲
 あれども決して然らざ世の父見たるも乃男女の別
 なく手を擧ることあらば一月の後ち猶豫なを種痘
 を試みて天然茲美麗を保存にべし若し其子病あり

て種痘奈何と思は、醫に就て其可否を決するを良
 とす但も再三種痘怠たるは甚だ悪し
 第百四十七條 三千五百万人中往々小兒に種痘を爲
 す茲定期に於て疑惑を抱くも乃あり故に爲めに一
 言を費やさゝゑを得せ抑も本邦には此定期を大抵
 生後七十五日ヨリ百日とす歐米の如く暑濕同一
 にして三月乃至四月を以て其定期に當つ然れども
 痘瘡流行の時よは必だ其流行に先だつを要すべし
 世間痘瘡茲流行あるに七十五日乃至百日を経ざる
 の嬰兒あらば之を奈何すべし人々茲疑惑を亦宜な

る哉依て今英國の大醫丹寧兒氏の實驗説を掲げ其
 疑惑を解を丹寧兒氏曰々凡そ種痘は生後二十八日
 より四十二日に至れば之を行ふを得べし若し痘瘡
 流行時時に在ては早く其傳染を防がざるを以て此
 際其兒健康なる者は生後數時にして之を種するも妨
 げなし此痘如き嬰兒に在ても種後の諸症即ち發
 熱等は生長せる兒と同一に志て聊か輕重劇易の差
 あることなし然れども平生流行なき時は一月を過
 ぎて後ち施すを一般乃法とすと以て種痘の定期を
 知るべし

第四百四十八條 英國に於て往昔未だ種痘の行はれざ
 りし時は毎年此病に死する者平均十万人の中に就
 て三百五十七人なり古來本邦乃此病に死する者の
 數は統計茲當時に備はらざるを以て之を詳かにす
 べからざれども恐らきは大同小異ならん此法開け
 て以來英國には十万人中死者僅かに四十二人よ過
 ぎざと以て種痘の忽せにほべからざるの譯合を知
 るべし

第四百四十九條 痘瘡大に流行する時は既に種痘した
 る者と雖ども間再感することあり併しあがら再感

は固より眞の痘瘡にあらざるを以て年々依ては百人の六七人に居ることありも數年を平均すれば大率患者百人中死者僅に二三人に過ぎざ種痘せざる者に在ては先づ百人中死者三十人なり今其譯合を言はんには千百人弦中には天賦の性質に由て稀れに成規變じて種後天然痘に罹る而して當に種痘せし者乃のみあらざ天然痘を患へし者と雖ども逆ま感することあり本邦にも先年痘瘡流行時時に去り現に肥前弦大村に於て痘痕ある者乃再感せしをあるを聞て是れ再三種痘怠るべからざる乃適例なり

第百五十條 再種は七年より十年の間に於て種痘を過ぐれば大約十年毎に一回の種痘を試みて可なり天然痘流行の時は此年齢に拘はらざ其時々再三種を試むるを良と爲尚ほ其譯合を知らんを欲せば第百四十條を参考せよ

第百五十一條 兄弟姉妹或は言はん種痘はるも尚ほ再感免かれ故に種痘は害ありて益ありしと是れ一應御尤弦言なるが如くされども未だ其一を知て其二を知らざるの言をいぬべし何とされば再感は希有の事に於て人毎に必だ然るにあらざ此希有な

る害を恐れて一般に預防法たる種痘を利便捨つるは愚也亦甚しきことなればあり況や其再三種痘怠らざる時は能く痘瘡を預防するに於て或や

第百五十二條 種痘中間天然痘に罹ることあるの理を述べんに凡そ痘瘡麻疹類は其毒一旦體內に感染するも亦直ちに發見せざれば先づ體內に潜伏し多少の時に日を経て初めて發するも然なり此時を名けて潜伏期或は發育期と云ふ痘瘡は此期を十二日と爲故に今日痘瘡を熱發する者は十二日前既に感染せし者と知れべし然るに其患者此十二日間は

健康にして平日に異ならざるが故に醫師も見分るること能はざりて往々種痘を施すことあり此時に在ては天然痘を併發せざるを得ざり此理を知らざる人は此併發を見て大に種痘を不埒を誹議すや雖も是れ種痘に先だち天然痘に感ぜざるが爲めにして決して種痘の爲めにはあらず

第百五十三條 千萬人中には生涯痘瘡を患へざり或は再三種痘するも決して發せざる人あり而して唯其一人のみならず父祖代々然るものあたにあらざり是れ亦天賦の性質に由りて其感受性の遲鈍なるか或は

他孩事故あるが爲めに感染せざるなま豈之を以て人々没世の無難を保證すべけんや早晚其感受性を發する時は必ずや之を患へざるべからば此の如く人は寧ろ四五年毎に種痘を試みて之を豫防するの宜しきに若くはかす曾て聞え石井信義先生の病家中に此の如き人ありて先生其小兒に種痘せんことを父母に説諭す終とを父母吾家は祖先痘瘡を驅逐せし以來今日に至り一人の之に罹りしも孩無しと謂ふか如き無稽の妄事を墨守して動かさざりしに其後此病の爲め其小兒を失なひ大に後悔せざることあ

まゝと般鑑實に遠きにあらざるなり

第百五十四條 英國の如くは子生れて三月とあるや疾病孩事故あるよ非ざるは必だ種痘せしむ若し其父兄之を怠り或は種痘するを其後検査を受けざる者には一パウンド(我國の四圓八十四錢に當る)の罰金を課す本邦未だ此法制なき全國孩兄弟姉妹よ翼はをば切に痘瘡を豫防し日本政府として此法制を設くるに至らしめざらんことを

第百五十五條 既に痘瘡を豫防するに於て種痘に若くそのなれの理は詳細説を餘す所なれば如くかれ

ども天下茲廣き人民の多き未だ事を左右に托し頑
 然舊習を蟬脱せざして種痘を忌み嫌ふこと恰も此
 蝎の如くするもの少小ならざるなり故に爲めに重
 複ながれ今尙一例を茲に掲げ愈よ此等強徒をして
 頑固乃兇を脱き舊習強徒を捨て此豫防強良法に對
 して非を唱ふるの口笈箱まゝめんと欲す抑も紀元
 一千八百六十六年即ち我内寅慶應二年英國に於て
 大に痘瘡の流行せしことをあつ當時痘瘡病院に入る
 所の患者は總數二千〇三十七人就中未種痘者四百
 二十五人再患者千六百〇五人此千六百〇五人強中

には曾て天然痘を患へたる者の三人人痘を種へた
 るも乃二人牛痘種後天然痘を患へたる者二人溯り
 て其死者を數ふれば二千〇三十七人乃總數に付て
 は二百七十二人即ち患者百人中強十三人に當る四
 百二十五人乃未種痘者に付ては死者百五十二人即
 ち患者百人中の三十五人に當る再感者千六百〇五
 人に付ては死者百八人即ち百人中強六人七分に當
 ると云ふ此に由て考ふれば種痘の必だ施さざる可
 らざるも再三種の必だ怠る可らざるの理は炳乎とし
 て明鏡に照すが如し凡そ人をして其子弟を愛せざ

る者はあらし既に之を愛すれば争でか痘瘡を恐れ
 ざして之を防ぐべれの良法たる種痘を等閑にする
 も茲あらんや畢竟種痘の痘瘡を防ぐの良法たる道
 理を知らざるに因て之を等閑みす哉かり兄弟姉妹
 よ返にくも此處の道理を能く聞分け各自最愛の
 子弟をして非命に死かすむかく天然の麗質を傷は
 ざらしめんことを冀ふまこと
 第一百五十六條 傳染はるる乃分明あるは傳染病中痘瘡
 と第一とす其傳播を致はは瘡中に含める液の未だ
 化膿せざるものを以て最も確實の運輸物をなせど

も其既に化膿するもの及び化膿して後乾枯する
 ものも亦猶ほ其毒を傳ふることをあり故に痘瘡患者
 あるに當り其毒の衣服布片器具居室等に着た或は
 室内乃空氣に混ざるものに觸抵す或能之を感
 受と又吸氣に由りて肺より之を感受す粵を以て痘
 痴全く落ちて一回身體を洗ひ一切衣服を着更るま
 では決して他人と同居せざるべきなり
 第一百五十七條 痘毒は又衣服器具書狀等に附いて
 遠く萬里茲地に達し以て傳染を盛にするをあり
 嘗て聞く八丈島には古來痘瘡を患ふる者おし俚俗

傳へて往昔鎮西八郎源為朝氏此島に在て痘魔を驅逐せしに由ると云ふも然るに何れ茲時にか他國より音信到來して此時より始めて痘瘡流行せり思ふに此地は此毒を發生せざるのみならず絶海の孤島に在て從來他國と交通せざりし故に痘毒傳播乃路がかりしを偶ま痘瘡流行せ地より信書を得たりし時に於て痘瘡此信書に因着て來流せしものなるん且つ昨十三年の如きも獨乙毎週醫事新聞に近頃米國を遊歴する人移話に商痘瘡に死亡せざる者の衣服を印度人に賣りしより該毒印度に傳播せしと見たるなり

第百五十八條 痘毒は能く衣服手巾其他の器具に染着して久しを消滅せざるものなり假令一時其流行熄みて患者なきに至るも尚ほ殘毒冥々裏に潜伏して再び傳染の勢を擅まゝにすること恰も嚴霜に凋みたる草木乃春光に遇て以て嫩芽を發するが如し

第百五十九條 近頃三千五百万人中多くは種痘瘡瘡豫防するに利あることを確信し殆ど此法の行はれざる所あるに至りとは痘瘡一病の爲め甚だ吾人の幸福あれども未だ前條の譯合を知らざりて家内或は隣家に痘瘡患者あるや未痘者は唯之に近

かざることをのみ勉むるも併せ其本源たる毒芽
 を撲滅するにあらずば全を痘瘡を免むる能はざ
 若し然かせざれば猶ほ隣家に火を失はぬ時に臨み
 其家財を出すことを専らにして火の消滅をおさ
 んに同じた道理を悟らざるは返すくも遺憾ある
 ことなりき全國の兄弟姉妹よ此道理を能く考へて
 種痘法の外に尙ほ撲滅法を行ひ益痘瘡を避るるの
 堡塞とおさざる可からざらん

第百六十條 一回或は數回の寒戦を以て初まり次て
 攝氏寒暖計三十九度より四十一度の熱を發し頭痛

眩暈、嘔血、惡心、胃痛、腰痛等と發せらば痘瘡の前兆
 り宜く醫に就て處置を頼むべし

第百六十壹條 哺乳兒、酒客、妊婦、產婦、及ひ虛弱家の此
 病は罹るとせば多々死するものあり

第百六十二條 水痘も亦痘瘡に變ることありとい
 へば是れ亦忽かせにすべからざらん

第百六十三條 痘瘡は從來世人の膾炙する如く發育
 期、序、熱、期、發、疹、期、灌、膿、期、結、痂、期、の五期あるものなれ
 ば大抵痘瘡たるを知るに難からざらん既し痘瘡に罹る
 り茲と知れば早速醫に就て處置を頼むべし中には

敢て顧みざるも、茲あれば是れ心得違ふり此病に
 死するは、灌膿期結痂期中多し
 第百六十四條 牛痘接種し、痘瘡豫防は、
 は牛痘接種中には必らず危険な症状を發する當然
 なりといふも、茲あれば、良性乃牛痘と接種は更
 に險症を起すなむ
 第百六十五條 人の此世に生るや、必ず體内に痘
 毒を養成すべき原因あり、一回痘瘡に罹
 れば、此痘毒を養成する原因を全く消滅して再び
 患ふることなし、然れども種痘、如きは假令之流行

ふも、屢々痘瘡に罹るこゝれあるは、種痘の際彼の體中
 痘毒を養成する原因、完全を消滅せしめて多少
 遺殘せしむるも、茲とせざらんば、故に外部より痘毒
 の觸接するを、我は忽ち之を養成し、再び患ふ是れ
 常に再三種を怠るは、惡きなり、所以か、但し第百
 四十七、八、九、五十の四條を参考せよ、
 第百六十六條 痘瘡流行中は、要あり、
 痘瘡の痘瘡患者に近づけるべからざらん、
 第百六十七條 妾又、痘瘡患者を轉宅せしめ、或は車
 などに乗せ歩かば、
 痘瘡患者を轉宅せしめ、或は車

第六十八條 流行の際に未痘者に種痘はるは勿論
再三種を、試むべし

第六十九條 痘瘡患者を看護し或は久しを該患者
と近接して己より其病毒を他人に傳染せしむるに足
ると思ふものは公道を往來し并に健康人を雜居應
接すべし

第七十條 前條々常々堅く相守るに於ては傳染病
を豫防するのみならず爾他の諸病をと共に豫防す
ること殆ど疑がかるべし
傳染病安心論 大尾

緒言正誤

- 一葉三行ノ磨滅セシ字ハ太
- 二葉八行ノのり下真はう三字ヲ脱ス
- 十八 本文正誤、十一箇引、二字ヲ補ス
- 一葉三行ノ磨滅セシ字ハ太
- 六葉九行ノ發ハ發
- 八葉三四兩行ノかりハあり
- 十五葉三行リマベスハハベス
- 十七葉五行リやハゆ
- 二十九葉六行ノ(は)ハ(は)
- 七葉三行ノ頃歐ハ頃歐
- 十二葉十行も不ハも地面不
- 十六葉二行リ絡ハ貌
- 十七葉八行リ否ハ否や
- 三十一葉七行ノ要ハ要

三十四葉七行ノ感ハ惑(一)、三十六葉六行ノ健ハ健
 三十八葉四行ノ九ハ(九)、三十九葉四行ノ一室ハ病室
 三十九葉八行ノ畫ハ畫、三十九葉八行ノ瀉ハ瀉
 三十九葉九行ノハ取ハに取、四十三葉二行ノ條ハ滌
 四十五葉二行ノハハ、四十五葉三行ノ穿ハ穿
 四十五葉六行ノベハハ、四十八葉一行ノ上ニ尙ハノ二字ヲ脱ス
 四十八葉一行百五十五ハ百五十七
 同葉同行ヨリ二行ニ跨リ知れよハ知るべし
 五十二葉五行ノハハ、五十二葉九行ノハハ

六十五葉四行ノ之ノ間ニ亦強ハ、四字ヲ脱ス
 同葉五行ハあるべからざるハして可
 七十葉八行ハノ下特ハ、三字ヲ脱ス
 八十四葉二行陳ハ陣、百葉三行ケハ箇
 百十葉四行ハノ間ニベハ、五字ヲ脱ス
 百十三葉五行十條ノ間ニ七及ハ、第百四十九ノ兩ノ十
 字ヲ脱ス、同葉八行ノ磨滅セシ字ハ如
 百十八葉一行頑ハ頑、同葉四行尙一ハ尙ハ一
 同葉十行患ハ感、
 百廿一葉八行第ノ字上欄ニ接シ以下一字宛操リ上ルノ誤

明治十四年一月廿五日版權免許
同年八月十一日出版

定價 金三十拾錢

編輯兼出版人

石川縣平民

幹 澄太郎

大坂府東區今橋
丁目十七番地寄留

S. MIKI
幹澄太郎

發	石川縣金澤上安江町	近田 太平
兌	大坂心齋橋筋南壹丁目	松村九兵衛
書	東京馬喰町貳丁目	島村利助
林	京都寺町通萬壽寺上ル町	今井喜兵衛

和歌山縣和歌山本町二丁目平井文輔

大分縣府內

山川正三郎

德島縣德島

黑崎源助

熊本縣熊本

近藤富八

高知縣高知種崎町

澤本駒吉

鹿兒島縣鹿兒島下吳服町

德重直助

愛媛縣松山湊町四丁目

玉井新次郎

同 同朝日通今町

藤井三代治

同 川之江

高津住松

沖繩縣

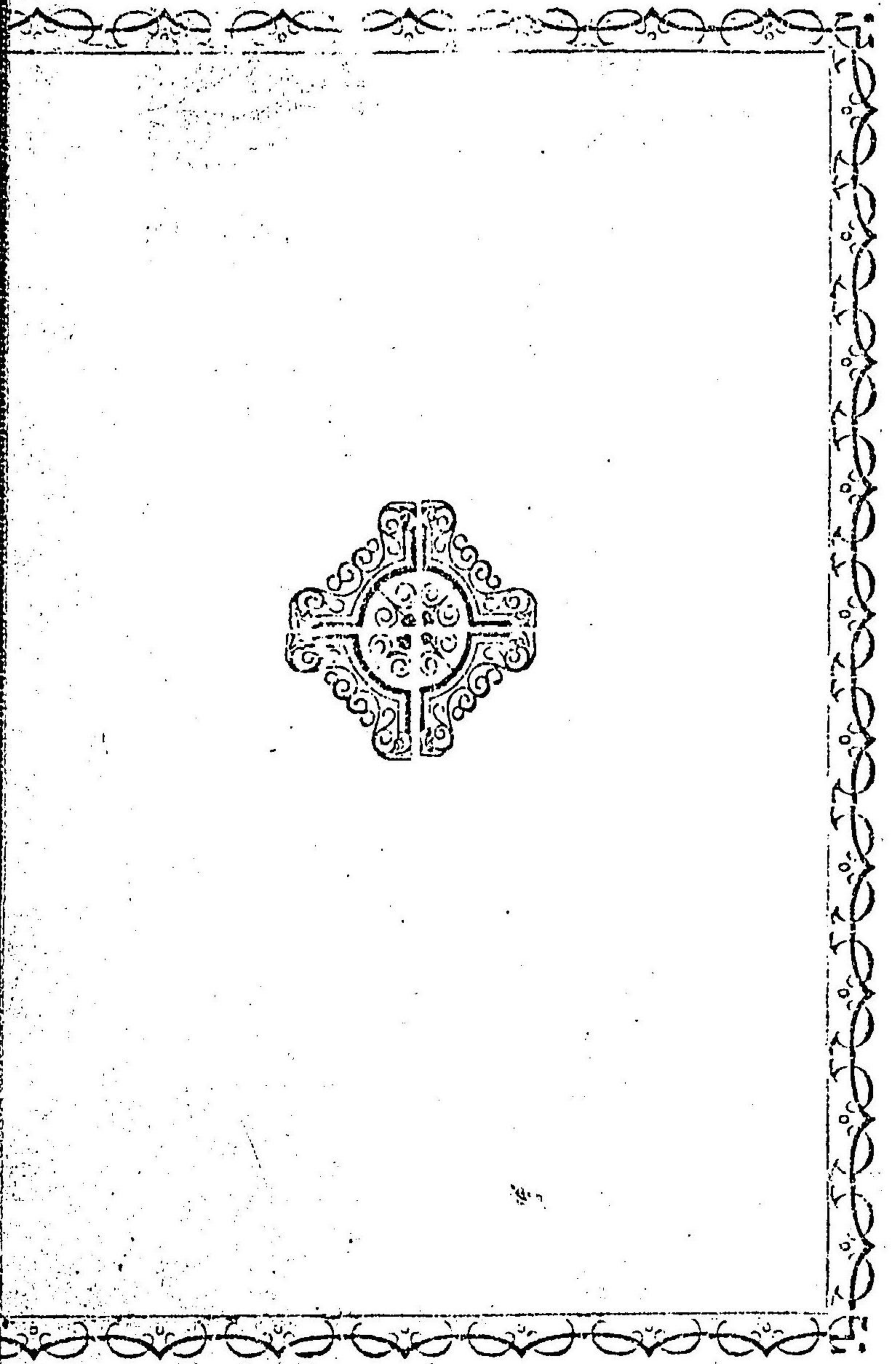
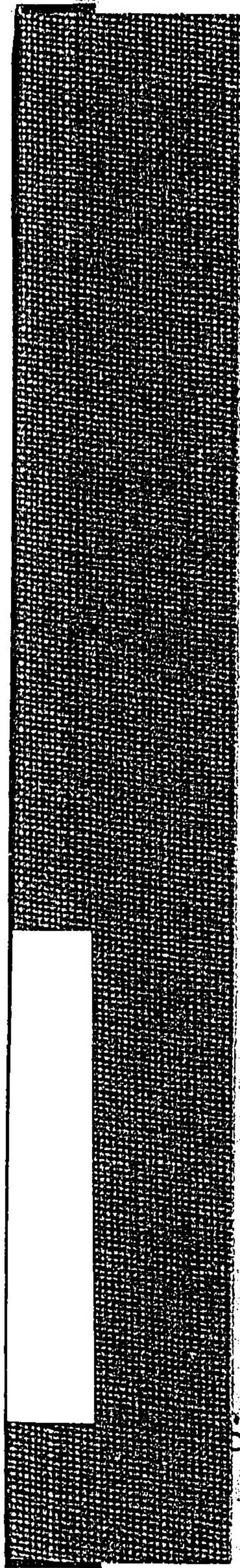
德唐書籍店

福岡縣博多橋口町

右田喜久郎

朝鮮釜山港本町

鹽津良助



特 25
254

圖書分類
大
冊 號 架 區

澄
大
郎
編
輯

下
士
興
校
閱

不
可
不
讀

傳染病安心論

聚景書屋藏版

059363-000-7

特 25-254

傳染病安心論

幹 澄太郎 / 編

M14

CBF-0224

